

令和6年度 大野城市人権政策審議会 第3回会議 議事録

日 時 令和6年9月9日（月）14：00～14：50
場 所 大野城市役所 本館2階 212会議室
出席委員 溝口会長 見城副会長 坂本委員 佐藤委員 井石委員 田丸委員
川邊委員 松岡委員 安成委員
欠席委員 大林委員
事務局職員〔人権男女共同参画課〕 永野課長 高地係長 村田主任臨床心理士

〔開会 14時00分〕

- 1 開会
- 2 会長あいさつ 溝口会長よりあいさつ
- 3 議事

○永野課長

それでは、私から説明をさせていただきます。

（1）の第3次大野城市人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画 令和5年度進捗状況報告書（案）についてです。

第1回、第2回会議におきましては、委員の皆様からたくさんのご意見をいただき、誠にありがとうございました。

別紙2をご覧ください。

こちらは第2回の審議を受けての審議会意見の修正案及び担当課対応案を記載したものでございます。4ページございます。これまでにいただいた意見の趣旨を踏まえて整理したものを、右から2番目の列の審議会意見記載欄（事務局案）の欄に記載しております。また、それらの意見に対する担当課の回答を担当課対応案の欄に記載させていただきます。

まず、これらについて一つずつ確認していきたいと思いますが、別紙3と併せてご覧いただければと思います。

まず、最初が別紙3の9ページですが、家庭教育に関する保護者の学習機会の提供と支援というところでございます。意見は10ページに書かれております。審議会意見の案と担当課対応案について、それぞれ読み上げさせていただきます。前回この箇所については特別な意見は示されませんでしたので、前回お示しさせていただいたもの

と同じ内容にはなりますが、最終確認ということで読ませていただきます。

審議会意見としましては、「年3回開催されている家庭教育合同講演会は、保護者にとってよい学習機会であると思われるが、登録学級生の参加率は決して高くない。参加募集にあたって学級生だけではなく、広く保護者に呼びかけてはどうか。また、それによって家庭教育学級への新たな入会につながるのではないかと思う。」これに対する担当課の回答ですが、「家庭教育合同講演会には100～150名程度の参加者を見込んでいました。参加者を増やすために、①合同講演会の案内チラシをカラーで印刷して小中学校の全保護者に配付しました、②市報に載せて全市民に案内しました、③保護者が希望するテーマに沿って講師を招聘しました、④就学前の子どもの託児を行いました。令和6年度は、ご意見いただいた学級生から口コミでの呼びかけも含めて参加者を増やす取組を進めていきます。また、参加者の方々に参加してよかったと思えるように内容や講師の選定を図っていきます。」ということで、回答とさせていただきます。

全て読み上げさせていただいて、最終的に意見をいただこうかと思っております。

別紙3の12ページをお開きください。

こちらも家庭教育のところ、啓発冊子に関する部分ですが、こちらについては、審議会意見としまして、これも前回、第2回の会議では特段意見はございませんでしたので、前回示させていただいたものと同じ内容にはなるのですが、まず審議会意見としまして、「人権啓発冊子「みんなのしあわせのために」について、内容をじっくりと市民が閲覧できるように、全戸回覧ではなく、全戸配布を検討してもよいのではないか。」ということでさせていただいております。それに対する担当課回答ですが、「人権啓発冊子「みんなのしあわせのために」については、事業の見直しにより令和3年度で全戸配布を終了し、令和5年度から全戸回覧を開始しております。また、全戸回覧のほか各種啓発事業で配布し、実際に研修の中で活用するなどして役立てています。全戸配布を再開するか否かについては、令和6年度に実施する市民意識調査の結果等を見ながら検討してまいります。」というふうに回答を作らせていただいております。

次に、別紙3の13ページですけれども、こちらはコミュニティー別研修会について書かせていただいております。審議会意見が別紙3の13ページ、回答が14ページです。

まず、審議会意見のところですが、「一般市民の自発的な参加を促すために、魅力

的なテーマ設定やチラシの作成など広報活動における工夫が必要である。また、コミュニティ別人権・同和問題研修会は平日の開催であるが、講演のテーマ等によっては、若年層の参加を促していくために、土日等休日の開催を検討してもよいのではないか。」というご意見でございます。担当課の回答としましては、「ご指摘のとおり、テーマ設定は研修への参加意欲を高めるために重要であると考えられます。そのため、多くの市民が関心を持っていただけるよう、社会状況を踏まえたタイムリーなテーマ設定に努めてまいります。また研修方式についても講演だけでなく、グループワークや映像を活用するなどの実施方法についても検討してまいります。土日等休日の開催については、その実施可能性について各コミュニティの意見を聞きながら探っていきたいと考えています。」とさせていただきます。

次に、別紙3の15ページです。

こちらが地域の講演会参加促進に向けた取組というところでございますが、審議会意見は別紙3の16ページに記載しております。

「人権教育・啓発の推進にかかる講演会が行われているが、これまで参加していない市民の参加促進を図るために、費用対効果を踏まえたうえで、動画配信と会場開催の併用により、ある程度の成果がみられるが、今後更に参加経験のない市民の参加促進を図るには、例えば、集客力のある講師やゲストを招聘した講演会の周辺自治体との共同開催、国・県単位での動画作成や配信など、引き続き費用対効果の観点を踏まえた様々な工夫が求められる。更なる事業推進に向けて、全庁的な推進体制の見直しとともに、関係機関や関連団体との連携強化が望まれる。」というご意見に対する担当課回答としましては、「現在、福岡筑紫地域人権啓発活動ネットワーク協議会において周辺自治体、国、県や人権擁護委員との連携を図っていますが、同協議会における委託事業のさらなる活用等をしながら、費用対効果等を踏まえた事業の実施について検討していきます。」とさせていただきます。

次に、別紙3の46ページをご覧ください。

こちらは、DV防止に係る研修会についての内容でございまして、これに関しまして、別紙3の47ページに審議会意見を記載しております。読ませさせていただきますと、「DV防止に関して被害者支援は様々な取り組みがなされているが、加害者対策は不十分である。加害者を生まないために子どもの段階から自らを理性的にコントロールすることの大切さや相手への思いやりについての教育を行い、性暴力根絶に向けて取り組みを進めていただきたい。」というご意見とさせていただきます。その回答

としまして、「DV防止について、ご指摘のとおり加害者を生まないための教育は重要であると考えられます。本市においても、市内全中学校で実施しているデートDV研修、小学校高学年と中学生を対象に県が実施している性暴力対策アドバイザー派遣事業などにおいて自らが被害を受けた場合だけでなく、加害者を生まないための視点も踏まえた事業を実施しているところです。デートDV研修に関しては、今後とも事業の委託先とも協議を行いながら、ご指摘のような点を踏まえ研修内容の充実を図っていきます。」としております。

次が、別紙2の3ページに移らせていただきます。別紙3では48ページです。こちらは、生き生きと輝く女性応援事業等について書いております部分でございます。

審議会意見ですが、「生き生きと輝く女性応援事業について、講座受講後に地域活動につながるために、もう少し工夫した仕組みが必要ではないか。」とさせていただいております。担当課回答としましては、「地域活動を講座のゴールとすると、受講者の負担感が大きく参加者が減少してしまった過去の経緯から、今後の地域活動に備えて学ぶ現在の形にしています。今後は、できるだけ地域活動につながるように、受講者に受講のきっかけや今後の活動希望などについてのアンケートをとり、地域活動につなぐ情報提供をするとともに、後追い調査を行い、受講者の現状を把握していきます。」と回答をさせていただいております。

次に、別紙3の52ページです。これはいじめ問題についてのことです。

審議会意見としまして、「いじめの事実認定について、もう少し丁寧に把握する必要があるのではないか。」とさせていただいております。担当課回答としましては、「認知したいじめに対しては、解決できるよう対応を進めております。本人が辛い思いをしているのに言えないといった気持ちについても、子どもたちと丁寧に関わり、思いを汲み取っていきたいと考えます。」と回答をさせていただいております。

次に、別紙3の61ページです。これは、地域福祉活動の充実についてでございます。

審議会意見としましては、「地域で暮らす高齢者を支援する中で、ペットを適切に飼育する環境を整えているか、万が一飼い主が飼育できなくなった時に別の方が飼育ができるかということも支援の観点に加えるべきではないか。また、そのような地域課題について、行政の縦割りではなく部署を超え、連携しながら解決にむけてとりこんでいただきたい。」。それに対して、担当課の回答としましては、「本市が行っている高齢者実態把握やその後の支援を行うにあたっては、その方の生活状況をお聞きする中で、ペットの有無が支援方針の要因となる場合は、その対応についても検討し

ています。これまで支援してきたケースにおいて、入院・入所時におけるペットの引き取りや多頭飼育による生活環境の悪化の解消等の支援を行った事例があります。今後も、高齢者が安心して生活できるよう、関係各課と連携をしながら、ペットも含めた生活環境の把握と支援につなげてまいります。」というふうに回答をさせていただいております。

最後に別紙2の4ページです。別紙3の83ページでございます。インターネットに関する人権問題についての部分でご意見をいただいたものでございます。

審議会意見ですけれども、「子どもを守るために親（保護者）もインターネットの利用に関する正しい知識を身につける必要がある。「規範意識学習会」を毎年継続的に実施されることが望ましい。また、小学生からスマートフォンを持つ児童が増える中、市としても保護者がどのように対応したらよいかなど、すぐに手に取って確認できるような啓発物の配布などを検討していただきたい。」とご意見をまとめさせていただいております。担当課回答としましては、「今後とも「規範意識学習会」を継続して実施していきたいと考えます。また、インターネットの問題については、これまでも啓発冊子等の配布などを行ってきたところですが、今後はご提案のような保護者への対応などに関する記事についても検討していきます。」と記載をさせていただいております。

次に、別紙3の86ページです。職場のハラスメントに関してでございます。

審議会意見、こちらは「本来、人権問題の啓発を主導する立場にある市においてハラスメントの問題が表面化し報道されたことは、市の信頼にかかわる重大な問題である。そのため、ハラスメントの問題解決に向けてしっかりとした対応を行ってほしい。具体的には、職員に対するハラスメントの相談窓口について、外部相談員や弁護士の導入や、ハラスメント専門の第三者委員会を設置するべきではないか。」とさせていただきます。担当課の回答ですが、「相談窓口の相談員については、男女の人数を同数としているほか、複数の部署や職員団体から選出を行うなど、相談しやすい環境づくりや公平性を確保しています。また、相談者に不利益が生じることがないように、相談員は守秘義務を徹底することが「大野城市職員のハラスメントの防止に関する規程」に定められています。なお、外部の相談窓口については、EAP（職員援助プログラム）を設置しており、ハラスメントに限らず、職場内外含め様々な相談対応を行っています。精神保健福祉士や公認心理師等の専門家に気軽に相談できる体制を整えています。EAPでの相談内容は本人の許可があった場合のみ、人事マネジメ

ント課に共有されることとなっており、個人が特定されることはありません。EAPからは定期的に相談内容の内訳を報告してもらっておりますが、令和5年度において、ハラスメントに分類される相談は無かった旨、報告を受けています。また、ハラスメント対策の強化に向けて、第三者による調査委員会を設置する予定です。今後も引き続き、ハラスメントの防止に向けた取組を進めてまいります。」と回答をさせていただいております。

それで、最後のところ、別紙3の92から93のページについて大林委員が示されていたのですが、これは前回に説明をさせていただいたとおり、総括的指摘事項にまとめさせていただき、特に異論はないと判断させていただきましたので、別紙3の2ページに記載をさせていただいております。

こちらは、個別の事業というよりこの進捗状況報告書そのものに対するご意見ということでさせていただいております。指摘事項としまして、「今回から評価項目が評価を分ける改善がなされ、現状の問題点を把握しやすくなったが、単年度の事業計画と実績の自己評価という現状のやり方は目先の結果に関心が向きがちである。5年毎の計画見直しにおいて、課題設定の方法や評価基準のあり方を明確にするとともに、長期的な視点で有効性と効率性という観点から改めて事業評価を行うことがPDCAサイクルの確立につながるのではないか。」とまとめさせていただいております。市の回答としましては、「現在の事業評価等のあり方については、ご指摘のとおり次期計画において見直しが必要な部分が次期計画においてあると考えています。事業に応じて、5年間を通した目標、それを踏まえた単年度ごとの目標を明確にするなどして評価がより分かりやすいものとなるよう検討していきます。」とさせていただいております。「次期計画において」という同じ文言が重なっていますので、「ご指摘のとおり次期計画において見直しが必要な部分があると考えています。」に訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

これで一通りいただいたご意見についての内容を読ませていただいたのですが、前回いただいた中で、少し表現を変えたりしているものもあります。例えば、DVのところ、「性欲のコントロール」とかというようなお話もあったかと思うのですが、少し表現を和らげて、「理性的にコントロール」と少し変えさせていただいたところもございます。また、コミュニティー別研修の土日等、祝日の開催については、今後、探っていききたいと記載させていただいております。恐れ入りますが、特に提案型のご意見の場合は今すぐにできる、またはできないと言えない回答があるのですが、ご意

見をいただければ幸いです。

○溝口会長

提案のありました担当課対応案等を中心に、ご意見がありましたらよろしくお願ひします。

ご意見はございませんか。

では、今後の方向性をしっかり見守っていく必要もある部分もありますから、今後検討していくことに関しては、来年度の状況をまた見ていく必要があるのかなと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

では、次に行きます。

次は（２）の総括意見について、お願ひします。

○永野課長

総括的意見につきましては、これまでに皆様からいただいたご意見と、第１回の会議で私から総括的に説明させていただいた部分を合わせて文案を作成しました。

別紙３の１ページ目をご覧ください。総括的意見案を読み上げさせていただきます。

「大野城市人権政策審議会では、令和３年３月に策定された「第３次大野城市人権教育・啓発基本指針」及び同指針に基づく実施計画のもと、計画期間の中間年度にあたる令和５年度施策の進捗状況や事業の経過報告等について、審議を行ったところで

す。
コロナ禍の真ただ中であつた令和３年度にスタートした本計画は、計画期間３年目を迎え、昨年５月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が５類に移行されたことに伴い、昨年度からようやく制限のない形での事業展開が行われました。

事業評価をみると行動制限等がなくなったことで、ほとんどの事業が当初の予定どおりの事業実施ができたとしているものの、目標に対する進捗に関しては、当初の見込みに至っていない事業も見受けられます。

その一つの要因として、いくつかの啓発事業で集客数が、まだコロナ禍前に戻っていない状況であることが挙げられます。数年実施されなかったことによる事業そのものの認知度の低下や、インターネット環境の普及に伴い会場にまで出向くことの心理的なハードルが上がったことなどがその理由として考えられます。人権啓発事業に関して、毎年参加してくれる市民が一定数いることを考慮すれば、この状況は、コロナ禍を経て参加者の固定化が一層進んだと言えるのではないかと思います。

一方で、動画配信により実施している講座の視聴数が伸びている状況がみられます。

こうした手法は、コロナ禍を経て、社会の中で一般的なものとなり、実際に会場に向くことなく気軽に事業に参加できることから視聴する人が増えてきているものと思われれます。

人権啓発は、より多くの人に届けて、考えてもらう機会を持つことが第一です。動画配信に関しては、前記のような理由により、ある程度、新規の参加者の獲得に繋がっているものと思われれますが、動画配信に適した企画には限りがあり、全てを動画配信することはできません。やはり、会場開催において新規の参加者を増やしていくことが必要です。そのためには、より多くの人に興味を持ってもらえるようなテーマや企画の選定の他、広報の手法なども含め、様々な面から事業のあり方を見直していく必要があるものと考えます。

また、近年の人権状況を見ると、インターネットを利用した人権侵害や犯罪などが急増しており、特に子どもたちがSNSを通じて、いじめなどのトラブルに巻き込まれるケースが多く見受けられます。小学生からスマートフォンを持つことが珍しくない社会になってきている中で、子どもたちへの教育はもちろんですが、管理する保護者を始めとした周囲の大人たちへの啓発や注意喚起がより重要となってくるものと考えます。そうした点を踏まえて、急速に進んでいくインターネット社会に対応した人権教育・啓発施策を推進されることを期待します。

最後に、市は市民に対して、人権擁護に関する普及、啓発をする立場にあります。市民が市の職員等に関する人権状況において、不安を感じるようなことがあれば、市民への人権啓発活動は説得力を失います。市民に疑念や不安を与えることのないよう、人権に配慮した職場環境の整備を切に願います。」

以上でございます。

○溝口会長

総括的意見について、何かご質問はございませんか。

これまでの論議を踏まえてこういうふうに作成されたということです。それから皆さん方の意見を基に作成されている点もあると思います。

いかがでしょうか。何かこの辺はとか、この辺の表現は分かりづらいなとかといったご意見がありましたら、いかがでしょうか。

最後の表現、分かるのは分かるんです。だけど、これを読まれた方が、ずっと分かるかなと思います。

市の職員等に関する人権状況において、この人権状況というのが何を指すのかとい

うところがちょっと分かりづらいなと思いました。自分は中身を知って、新聞報道等でもありましたから、そういうハラスメントとかの問題とか、安心して仕事ができる職場状況にない職員の方とか、そういう状況がある中で、市の方に疑念や不安を与えることがないようにということだと思っただけですけども、どうかなと思ったんです。

○永野課長

なるほど。

○溝口会長

その辺の捉えが、言ったときにどう捉えられるかなと思いましたので、どうですか、皆さん。

○永野課長

これは、このタイミングでこの審議会を開催していて、皆さまがおそらく一番気になる場所だろうと思います。やはりこれを入れないわけにはいかないだろうと考えました。私たちの組織内部の話ですが、短い文章の中でどのように表現するかというのが頭を悩ませたところではあるのですが、確かに曖昧にし過ぎているのでしたら、別によい文案やよい言葉があればいただけたら有難いです。

○溝口会長

私の考えとしては、「啓発する立場にあります。安心して従事できる職場環境の下、市民に疑念や不安を与えることがないように、人権に配慮した職場環境の整備を切に願います」とか、何か「安心して従事できる職場環境」という表現を使われたらどうなのかと思ったりもしましたが、ただここは決意も感じます。こんなふうにしっかりしていかなくではいけないと。職員がまず先頭に立って、市民に当たる以上は、市の職員として人権が守られた状況の中で仕事をしていくことが必要なんだという決意はとても感じられますので、このままでいってもいいかなとも思うのですが、初めて読まれた方がどう捉えられるかなと心配もあり、少し意見を言わせていただきました。

○永野課長

ありがとうございます。

こちらとしましては、前回、特にこれは人権啓発についての計画ですので、その中で大林委員が「やっぱりこういうことがあったら、もう市の啓発が説得力を失うよ」と言われた言葉をすごく重く感じて、そこを総括的意見に入れたいと考えます。私自身も実際にこの夏から人権啓発をやっているし、あちらこちらでご意見をいただきました。そのような経緯もあり作成したものでございます。

○溝口会長

その決意は感じますので、もうこれで行こうと市が思われたのならそれで自分は構わないと思いますが、少し表現について、少し意見を言わせてもらいました。このまま行かれても自分はいいと思います。

○永野課長

先ほど溝口先生が幾つか言っていただいた内容を改めて確認させていただいて、うまく表現を変えられるような感じであればまた会長にご相談をさせていただこうかと思いますが、そういった形でよろしいでしょうか。

○溝口会長

はい。

ほかにございませんか。

どうぞ。

○見城委員

今の件ですけれども、私はより具体的に表したほうがうやむやにならないでいいのではないかなと思うんですよね。このまま何となく消えていくとか、そういうことが今、懸念されたりもしているし、このまま終わるというのも、私にも声が聞こえたりするので。今、大野城市の大問題はここだと私は思っていますので、私は何となくこの表現でいいのではないかなと思っています。

以上です。

○溝口会長

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

今のところだけではなくて、全体的で構いませんので。前半のところとか。

どうぞ。

○佐藤委員

ハラスメントの件ですけれども、別紙3の86ページの「令和5年度においてハラスメントに分類される相談はなかった旨、報告を受けています」という文章が私としては何か気になる。というか、それはこの機関が相談しにくいところだったから、問題自体の相談が、本当に問題があったのであれば、相談できないような状況にあるのではないかと感じてしまうので、まずはこの部分を見直す必要があるのではないかなと。そういう実際の、見城委員がおっしゃっていたみたいに、具体的にどういう感じで職

員さんの働きやすい職場環境をつくっていったのかというのを市民にも分かるような感じで開示していただければ、市民も安心していくのではないかと思いますので、こちらのことももう一度見直しが必要なのではないかと感じました。

○溝口会長

ありがとうございます。

総括的意見に関わる部分でもありますので、そういう形で、別紙3の86ページの件を今、出してもらいました。そういう視点で、先ほど市からの回答も踏まえてご意見をいただけたらと思いますが、先ほどこれはどうかなと思っていたんだけどということも含めて出してもらったらいいのではないかなと思います。

○坂本委員

先ほど総括的意見の最後の部分で、今、兵庫県知事の件に関しましてもそうですし、宮若市長に関してもそうですが、組織の中で管理職的な地位にある方のハラスメントというのは、非常に今、社会的な問題になっていると感じておりますので、この総括的意見の中で一言も出てこないハラスメントまたは各種ハラスメント、そういった言葉を、できれば踏み込んで入れていただいたほうが、私は個人的にはいいと感じております。

○溝口会長

ありがとうございます。

ほかはございませんか。

今の状況も踏まえると、最初の半分ぐらいまではコロナ禍の状況の表現がずっと続いているんです。そこを少し削っていただいて、今言われたような意見を入れていくと、このスペースに入っていくのではないかなと思いますので、少しまたそこら辺、前半、半分までがコロナ禍の状況の中でこんなことしてきましたが、こういうこともありましたよというところの振り返りにもなっているところもあるので、少しこの辺を縮めてもらおうと、今いただいたご意見の表現も入れていけるのではないかと思いますので、ご検討ください。

○永野課長

この総括的意見、1ページに収めないといけないという決まりはございませんので、今までも1ページ半ぐらいになっている年もあれば、1ページに収まった年もあります。基本的にこれは今年度の振り返りなのでというところに入れていけるのですけれども、見直せる部分があったら見直した上で、できるだけあまり長くなり過ぎないように

にはしたいとは思いますが、検討したいと思います。

○溝口会長

ほかにございませんか。

それでは、今の2点については、以上で終わりたいと思います。

議題3のその他について、事務局からございますか。

○永野課長

それでは、まず今日の議事に関しまして、今、特に総括的意見の終盤の部分において幾つかご意見をいただきました。予定していた3回の会議はこれで終わりますので、改めて会議の開催はいたしませんので、意見に基づく修正について事務局長と溝口会長との協議の上で対応させていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

2点目ですが、本日の会議は、現在の任期中、最後の会議です。皆様は今年度、前任委員の方に続いて任期をおつとめいただいた方も含めて、11月4日で任期が満了となります。つきましては、各団体からご推薦いただいている委員の方については、近日中に改めて各団体に推薦依頼をさせていただきます。公募委員の方については、現在、選考手続を進めさせていただいているところです。それから、有識者委員の方については、坂本支局長と溝口先生ですが、坂本支局長には改めてご依頼の文書を法務局に送付させていただきます。溝口会長におかれましては、任期の上限である3期をこの11月4日でお勤めいただくということになりましたので、任期満了日である11月4日をもちましてご退任になられます。3期、6年にわたり貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。後任の方については、既に溝口会長にもご協力をいただき、選任手続を進めているところでございます。

皆さんの就任に関する手続が全て完了しましたら、遅くとも年内には辞令交付をさせていただくことを考えております。その際には、改めて日程調整をさせていただきますので、もし再度ご推薦いただくという運びとなった方については、ご対応をお願いしたいと思います。

説明は以上です。

○溝口会長

ただいまの説明について何かありませんか。

私ごとですが、3期、6年間務めさせてもらいました。特に今年はすごく皆さまから意見を出してもらって、本当に充実した論議がなされたのではないかと思います。

今までもそうだったのですが、意見を出すことによって市政が変化してくるんです。ですから、そういうところも含めて、今後もしっかり出していただきながら、市政をよくするという視点で、市民の皆さんの人権が守られていくということを念頭に置いて、今後に続けてもらったらいいなと思っています。本当にありがとうございました。

以上で終わります。

○永野課長

では、以下事務局から進行をさせていただきたいと思います。

○高地係長

委員の皆様、ご審議どうもありがとうございました。

4 おわりのことば 永野課長

5 閉会

〔閉会 14時50分〕